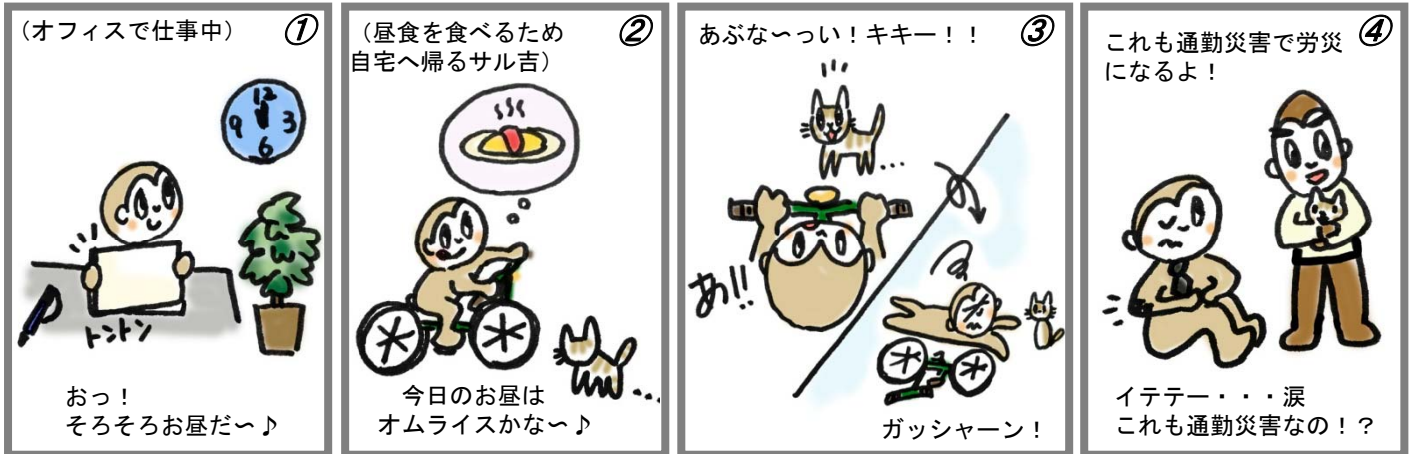


1分間でサルでもわかる!?

『まんが de 人事労務』

<その4>『昼休み中のケガも通勤災害?』



サル吉君、今回のケースは昼休み中に起こった事故だから『通勤災害』には
ならないと思ったんだよね？
ところが、これも『通勤災害』で労災として認められているんだよ！



人事労務のプロ
『サルの社労士』

入社2年目
サラリーマン
『サル吉』
(さるきち)



ウツソ〜!?
だって“通勤”って普通は朝と夕方だけでしょ？

うんうん！普通はそう思うだろうね(笑)
でも、労災における“通勤”というのは、必ずしも1日に1回しか認められない
ものではないのさ。
つまりサル吉君みたいに、毎日のようにお昼休みはいったん自宅に帰って昼食を
とり再び会社へ戻る場合も、“通勤”になるというわけさ。



ふーん。なんか納得できないけど、ボクのケガも労災で補償される
んなら、まあいっか〜♪

サル吉君は納得できないか〜・・・(苦笑)
まあ『通勤災害』っていうのは色々なケースがあるから、難しいとは思うけど。



他にはどんなケースがあるの？

では、ここで問題！ジャジャン！！

「単身赴任中でアパート暮らしのお父さんが、週末に家族の住む家へ帰り、月曜日の朝、その家から会社へ向かう途中のケガは『通勤災害』になるでしょ〜うか？」



うーん？

普段はアパートから会社へ通っているわけだから・・・
そうだ！『逸脱』になるから答えは×だ！！

ブブー！！不正解！

単身赴任中の場合、家族の住む家と会社を往復する行為に反復・継続性が認められる時は、これも通勤になるのさ。

たしかにサル吉君が答えたように、お父さんの今の住居は“アパート”だから、逸脱しているようにも思えるよね。

このように、通勤災害はかなり奥が深いから色々なケースを勉強してね！



まだまだ勉強が足りないってことかー・・・

明日からのお昼休みは会社と図書館を往復するよ！（笑）

◎「住居」とは・・・

労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となるところをいいます。

したがって、就業の必要上、労働者が家族の住む場所とは別に就業の場所の近くにアパートを借り、そこから通勤している場所には、そこが住居となります。

また、通常は家族のいる所から通勤しており、天災や交通ストライキ等の事情のため、やむを得ず会社近くのホテル等に泊まる場合などは、当該ホテルが住居となります。

◎「就業の場所」とは・・・

業務を開始し、又は終了する場所をいいます。

一般的には、会社や工場等の本来の業務を行う場所をいいますが、外勤業務に従事する労働者で、特定区域を担当し、区域内にある数カ所の用務先を受け持って自宅との間を往復している場合には、自宅を出てから最初の用務先が業務開始の場所となり、最後の用務先が業務終了の場所となります。

(参考資料：労災保険給付の概要～厚生労働省)



社労士による無料相談会を随時開催中です！

まずはご連絡ください！心よりお待ちしております。 TEL：03-3694-6091
メール：info@yamadasougou.co.jp

